

## 経営革新計画の承認について

資料提供  
令和8年4月30日  
課名：経営革新課  
担当者：和田  
内線：3460  
直通電話：082-513-3371

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づき申請のあった経営革新計画を、令和8年4月に6件承認しました。この承認により本県での総承認件数は4,111件となりました。

中小企業等経営強化法は、新商品・新サービスの開発などの特定事業者（※）の経営革新計画を県知事が承認することにより、融資などで、幅広く支援するものです。

### ○令和8年4月に承認した経営革新計画

申請者 所在地	設 立	資本金 (千円)	従業員 (人)	業 種	経 営 革 新 計 画 の テ ー マ
株式会社PLAYWORKS 広島市中区富士見町	平成29年	3,000	1	その他の生活関連 サービス業	イベント支援システム「イベサポ」における代理店連携型 サービス提供モデルの導入
株式会社ショーダ 三次市吉舎町	昭和53年	25,000	18	はん用機械器具製造 業	防衛・艦船（新型FFM等）向け金属部品のサプライチェー ン参入のための生産体制の構築
吉舎食品株式会社 三次市吉舎町	平成2年	15,000	20	食料品製造業	小ロットOEMコロッケの販路開拓と生産体制構築
有限会社宮秀建設 呉市倉橋町	平成2年	10,000	5	総合工事業	GNSSを活用した作業効率の最適化及び生産性向上

上記以外の企業は、公表を希望されませんでした。

中小企業経営革新計画の承認制度とは、特定事業者が、中小企業等経営強化法に基づいて、新たな事業に取り組むため「経営革新計画」を作成し、県の承認を受けた場合、その計画達成の支援策として、特利融資や信用保証枠の拡大等の優遇措置の対象となる制度です。

詳しくはこちらをご覧ください。

→ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/75/keieikakushinsien-gaiyou2.html>

（※）特定事業者とは、常時使用する従業員の数が500人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種に属する事業を主たる事業として営むもの等を言います。